

実施主体：北海道  
 (胆振総合振興局林務課)

区分	氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
対策内容	山地災害から流域を守るための治山対策

山地の土砂等流出被害軽減のため、治山施設整備を行った。  
 ・紋別川流域の民有林において谷止工及び流木対策工（危険木除去）などの整備を実施

治山施設（溪間工） 東関内地区



着手前



実施後

## 改定案

## 苫小牧川水系外流域治水協議会規約

## (設置)

第1条 「苫小牧川水系外流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、令和元年(2019年)東日本台風や平成28年(2016年)8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象水系)

第3条 この協議会は、胆振総合振興局管内の河川のうち、別表1に掲げる水系を対象とする。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (協議会の構成)

第5条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には胆振総合振興局長、副会長には胆振総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

## (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

## (会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出した資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

2 協議会の議事については事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和5年(2023年)3月30日から施行する。

令和6年(2024年)3月27日一部改定

別表1 苫小牧川水系外流域治水協議会 対象水系一覧表

水系名	関係市町村
幌内川 (ほろないがわ)	苫小牧市
苫小牧川 (とまこまいがわ)	苫小牧市
錦多峰川 (にしたつぶがわ)	苫小牧市

別表2 苫小牧川水系外流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長(会長) 副局長(建設管理部担当)(副会長)
室蘭開発建設部	部長
胆振東部森林管理署	署長
苫小牧市	市長

別表3 苫小牧川水系外流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹 室蘭建設管理部 事業室長(幹事長) 用地管理室長(副幹事長) 維持管理課長、地域調整課長、治水課長 産業振興部 林務課長
室蘭開発建設部	治水課長
胆振東部森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
苫小牧市	市民生活部 危機管理室主幹

とまこまいがわ  
**苫小牧川水系流域治水プロジェクト【位置図】**

資料-2-6

～産業拠点都市“苫小牧市”を守る治水対策の推進～

水害の激甚化・頻発化に備えるため、苫小牧川水系では、苫小牧市の市街地等を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、浸水被害の防止・軽減を図る。



とまこまいがわ  
**苫小牧川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】** 資料-2-6

～産業拠点都市“苫小牧市”を守る治水対策の推進～

苫小牧川水系では流域全体を俯瞰的にとらえ、地域の産業と住民の安心・安全を確保するため、胆振総合振興局における取組はもとより、国や市とも協働しながら、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進する。

【中期】引き続き、市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進する。

【中長期】森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・保全対策に継続的に取り組むこと等により、流域全体の安全度向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防く・減らすための対策	市街地を洪水被害から守るための河道掘削等	胆振総合振興局	堆積土砂除去、伐木維持等		
	森林の水源涵養機能維持・向上のための森林整備・保全対策	胆振総合振興局 胆振東部森林管理署	植栽・間伐等の森林整備		
	山地災害から流域を守るための治山対策	胆振総合振興局 胆振東部森林管理署	治山施設等の整備		
	市街地等を土砂・洪水氾濫から守るための砂防関係施設の整備	室蘭開発建設部	砂防関連施設の整備		
	浸水被害の軽減を図り市街地を守る下水道雨水管等の整備・更新	苫小牧市	下水道雨水管の整備		
	民間施設(住宅等)における雨水貯留浸透施設の設置促進	苫小牧市	雨水貯留浸透施設の設置促進		
	海岸の侵食等を防止する海岸保全施設の整備(事業間連携を通じた土砂の有効活用)	室蘭開発建設部	海岸保全施設の整備		
被害対象を減少させるための対策	まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討	胆振総合振興局	浸水リスク情報の検討		
	河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討	胆振総合振興局	低地等の嵩上げ検討		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供	胆振総合振興局	水位計等による河川情報の提供		
	洪水等に対応したハザードマップの作成と地域住民への周知	苫小牧市	ハザードマップの作成・周知		
	防災教育の推進	苫小牧市	防災教育の推進		
	河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材備蓄の検討・整備	胆振総合振興局	検討	整備	
	防災資材の備蓄、水防資機材の確保状況を情報提供	苫小牧市	水防資機材について充実を図り、情報共有する		
	防災情報伝達手段の整備検討、充実	苫小牧市	防災情報伝達手段の整備検討		
	高潮浸水シミュレーション(想定最大規模)の実施・公表	胆振総合振興局	シミュレーションの実施・公表		
	自主防災組織の結成・支援	苫小牧市	自主防災組織の結成・支援		
	水害リスク空白域の解消に向けた取組	胆振総合振興局 苫小牧市	水害リスクの検討	水害リスクの周知等	
	指定緊急避難場所、指定避難所の標識設置・検討	苫小牧市	標識設置・検討		
	水防活動の効率化及び水防態勢の強化に向けた取組	苫小牧市	水防活動の効率化及び水防態勢の強化に向けた取組		
	海岸の水防警報の発令、被害拡大防止のための活動及び水防訓練の実施等	室蘭開発建設部	海岸の水防警報の発令、被害拡大防止のための活動及び水防訓練の実施等		

【第1フェーズでの取組】

【第2フェーズに移行】  
 気候変動を踏まえた  
 更なる対策を推進

今後の事業進捗によっては、  
 工程が変更となる場合がある。

とまこまいがわ  
苫小牧川水系流域治水プロジェクト【参考】

資料-2-6

～産業拠点都市“苫小牧市”を守る治水対策の推進～

治山対策（胆振総合振興局、胆振東部森林管理署）



整備イメージ

民有林内における治山ダムの整備

森林整備（胆振総合振興局、胆振東部森林管理署）



整備イメージ

民有林内における植栽の実施

まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討  
（胆振総合振興局）

洪水浸水想定区域図（想定最大）  
（苫小牧川）



想定最大規模や計画規模のみならず、より高頻度で発生する降雨規模での洪水氾濫区域を検討する



まちづくりでの活用

水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供  
（胆振総合振興局）



簡易型河川監視カメラによる映像提供（苫小牧川）

## 改定案

## フシコベツ川水系外流域治水協議会規約

## (設置)

第1条 「フシコベツ川水系外流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、令和元年(2019年)東日本台風や平成28年(2016年)8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象水系)

第3条 この協議会は、胆振総合振興局管内の河川のうち、別表1に掲げる水系を対象とする。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (協議会の構成)

第5条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には胆振総合振興局長、副会長には胆振総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

## (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

## (会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。



## (協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出した資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

- 2 協議会の議事については事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

## (事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

## (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

## (附則)

この規約は、令和5年(2023年)3月30日から施行する。

令和6年(2024年)3月27日一部改定

別表1 フシコベツ川水系外流域治水協議会 対象水系一覧表

水系名	関係市町村
別々川（べつべつがわ） 社台川（しゃだいがわ） フシコベツ川（ふしこべつがわ） 敷生川（しきうがわ）	苫小牧市、白老町 白老町 白老町 白老町

別表2 フシコベツ川水系外流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長（会長） 副局長（建設管理部担当）（副会長）
室蘭開発建設部	部長
胆振東部森林管理署	署長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長
苫小牧市	市長
白老町	町長

別表3 フシコベツ川水系外流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹 室蘭建設管理部 事業室長（幹事長） 用地管理室長（副幹事長） 維持管理課長、地域調整課長、治水課長 産業振興部 林務課長
室蘭開発建設部	治水課長
胆振東部森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	次長
苫小牧市	市民生活部 危機管理室主幹
白老町	総務課 防災交通室長

# 別々川水系流域治水プロジェクト【位置図】

資料-2-7

～インクラの滝を有する地域を守る治水対策の推進～

水害の激甚化・頻発化に備えるため、別々川水系では、苫小牧市・白老町の市街地等を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、浸水被害の防止・軽減を図る。



**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- 河道掘削、樹木伐採
- 森林整備
- 治山対策
- 砂防関係施設の整備
- 雨水貯留浸透施設の設置促進

**■ 被害対象を減少させるための対策**

- まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
- 災害リスクを考慮した住居誘導区域の設定
- 河川掘削土を活用した低地等の高上げ検討
- 宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- 水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供
- 洪水等に対応したハザードマップの作成と地域住民への周知
- 要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成
- 防災教育の推進
- 河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材備蓄の検討・整備
- 防災資材の備蓄
- 防災情報伝達手段の整備検討
- 高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表
- 避難体制強化
- 自主防災組織の結成・支援
- 水害リスク空白域の解消に向けた取組
- 指定緊急避難所等の標識設置・検討
- 水防活動の効率化等に向けた取組
- 3Dマップによる防災情報の発信
- 海岸の水防警報の発令、被害拡大防止活動及び水防訓練の実施等

- 白老町
- 森林整備・治山対策
- 住居誘導区域の設定
- 災害リスク情報の提供促進
- ハザードマップの作成・周知
- 避難確保計画作成
- 防災教育の推進
- 防災資材の備蓄
- 防災情報伝達手段の整備検討
- 避難体制強化
- 自主防災組織の結成・支援
- 水害リスク空白域の解消
- 指定緊急避難所等の標識
- 水防活動の効率化等
- 3Dマップによる情報発信

砂防関係施設の整備

河道掘削等

凡例

- 市町村界
- 北海道知事管理区間
- 流域界

- 苫小牧市
- 雨水貯留浸透施設の設置促進
- 防災教育の推進
- 防災資材の備蓄
- 自主防災組織の結成・支援
- 水害リスク空白域の解消
- 指定緊急避難所等の標識
- 水防活動の効率化等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。  
 ※治山対策・森林整備については、複数箇所を計画・実施しているため、流域内の代表箇所を明示している。 出典：地理院タイルに追記

## ～インクラの滝を有する地域を守る治水対策の推進～

別々川水系では流域全体を俯瞰的にとらえ、地域の産業と住民の安心・安全を確保するため、胆振総合振興局における取組はもとより、国や市町とも協働しながら、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】主に農地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進する。

【中期】引き続き、農地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削といった対策を推進する。

【中長期】森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・保全対策に継続的に取り組むこと等により、流域全体の安全度向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	主に農地を洪水被害から守るための河道掘削等	胆振総合振興局	堆積土砂除去、伐木維持等		
	森林の水源涵養機能維持・向上のための森林整備・保全対策	胆振総合振興局 胆振東部森林管理署 白老町	植栽・間伐等の森林整備		
	山地災害から流域を守るための治山対策	胆振総合振興局 胆振東部森林管理署 白老町	治山施設等の整備		
	市街地等を土砂・洪水氾濫から守るための砂防関係施設の整備	室蘭開発建設部	砂防関連施設の整備		
	民間施設(住宅等)における雨水貯留浸透施設の設置促進	苫小牧市	雨水貯留浸透施設の設置促進		
被害対象を減少させるための対策	まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討	胆振総合振興局	浸水リスク情報の検討		
	災害リスクを考慮した住居誘導区域の設定、まちづくり(立地適正化計画)	白老町	災害リスクを考慮した住居誘導区域の設定		
	河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討	胆振総合振興局	低地等の嵩上げ検討		
	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進	白老町	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供	胆振総合振興局	水位計等による河川情報の提供		
	洪水等に対応したハザードマップの作成と地域住民への周知	白老町	ハザードマップの作成・周知		
	要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成	白老町	避難確保計画作成		
	防災教育の推進	苫小牧市、白老町	防災教育の推進		
	河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材備蓄の検討・整備	胆振総合振興局	検討	整備	
	防災資材の備蓄、水防資機材の確保状況を情報提供	苫小牧市、白老町	水防資機材について充実を図り、情報共有する		
	防災情報伝達手段の整備検討、充実	白老町	防災情報伝達手段の整備検討		
	高潮浸水シミュレーション(想定最大規模)の実施・公表	胆振総合振興局	シミュレーションの実施・公表		
	避難体制強化	白老町	避難体制強化		
	自主防災組織の結成・支援	苫小牧市、白老町	自主防災組織の結成・支援		
	水害リスク空白域の解消に向けた取組	胆振総合振興局 苫小牧市・白老町	水害リスクの検討	水害リスクの周知等	
	指定緊急避難場所、指定避難所の標識設置・検討	苫小牧市、白老町	標識設置・検討		
	水防活動の効率化及び水防態勢の強化に向けた取組	苫小牧市、白老町	水防活動の効率化及び水防態勢の強化に向けた取組		
	3Dマップによる防災情報の発信	白老町	3Dマップによる防災情報の発信		
	海岸の水防警報の発令、被害拡大防止のための活動及び水防訓練の実施等	室蘭開発建設部	海岸の水防警報の発令、被害拡大防止のための活動及び水防訓練の実施等		

【第1フェーズでの取組】

【第2フェーズに移行】  
気候変動を踏まえた  
更なる対策を推進

今後の事業進捗によっては、  
工程が変更となる場合がある。

へつへつがわ  
別々川水系流域治水プロジェクト【参考】  
～インクラの滝を有する地域を守る治水対策の推進～

資料-2-7

治山対策（胆振総合振興局、胆振東部森林管理署、白老町）



整備イメージ

民有林内における治山ダムの整備

森林整備（胆振総合振興局、胆振東部森林管理署、白老町）



整備イメージ

民有林内における植栽の実施

まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討  
（胆振総合振興局）



想定最大規模や計画規模のみならず、より高頻度で発生する降雨規模での洪水氾濫区域を検討する



まちづくりでの活用

水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供  
（胆振総合振興局）



簡易型河川監視カメラによる映像提供（別々川）

## 改定案

## 胆振幌別川水系外流域治水協議会規約

## (設置)

第1条 「胆振幌別川水系外流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、令和元年(2019年)東日本台風や平成28年(2016年)8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象水系)

第3条 この協議会は、胆振総合振興局管内の河川のうち、別表1に掲げる水系を対象とする。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (協議会の構成)

第5条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には胆振総合振興局長、副会長には胆振総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

## (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

## (会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出した資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

2 協議会の議事については事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和5年(2023年)3月30日から施行する。

令和6年(2024年)3月27日一部改定

別表1 胆振幌別川水系外流域治水協議会 対象水系一覧表

水系名	関係市町村
ポンアヨロ川 (ぽんあよろがわ)	登別市、白老町
登別川 (のぼりべつがわ)	登別市
岡志別川 (おかしべつがわ)	登別市
胆振幌別川 (いぶりほろべつがわ)	登別市
富岸川 (とんけしがわ)	登別市

別表2 胆振幌別川水系外流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長(会長) 副局長(建設管理部担当)(副会長)
胆振東部森林管理署	署長
後志森林管理署	署長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長
登別市	市長
白老町	町長

別表3 胆振幌別川水系外流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹 室蘭建設管理部 事業室長(幹事長) 用地管理室長(副幹事長) 維持管理課長、地域調整課長、治水課長 産業振興部 林務課長、農村振興課長
胆振東部森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
後志森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	次長
登別市	総務部 防災主幹
白老町	総務課 防災交通室長